

## 令和5年度 第1回 釜石市都市計画審議会 議事概要

開催日時： 令和5年10月30日（月）13時30分から14時30分まで

開催場所： 釜石市役所第4庁舎 第7会議室

### 出席者

#### 審議会委員

氏名	役職等	区分
小友 光晴	(一社)岩手県建築士会釜石支部 支部長	学識経験者（会長）
中馬 慶子	岩手県環境カウンセラー協議会	学識経験者
野田 忠幸	市議会議員	市議会議員
井筒 健太郎	市議会議員	市議会議員
村田 信之	市議会議員	市議会議員
高橋 松一	市議会議員	市議会議員
宮崎 敏子	おとなりさん倶楽部 理事長	市民団体
田中 洋二 (代理 佐々木 隆浩)	岩手県釜石警察署長 (地域課長)	関係行政機関
白旗 牧人 (代理 遠藤 拓央)	岩手県沿岸広域振興局部長 (土木副部長兼復興まちづくり課)	関係行政機関

※ 欠席委員：佐藤 憲弘 委員（市議会議員）、佐々木 晴美 委員（釜石市社会福祉協議会）  
小笠原 房子 委員（釜石市農業委員会）

#### 事務局

建設部：建設部長 本間 良春

都市計画課：都市計画課長 新沼 康民

課長補佐兼都市計画係長 佐藤 善広、

主任 金崎 紘輔、技師 岡道 雄斗

岩手県県土整備部

建築住宅課：建築指導課長 佐藤 英明

主任 小原 茂樹

## 議事概要

### 1. 開会

新沼都市計画課長から、会議成立の報告を行う。

本間建設部長から、開会の挨拶を行う。

新沼都市計画課長から、「委員の紹介」、「審議公開の確認」を行う。

### 2. 議題

#### (議案第1号) 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

岩手県建築住宅課 佐藤建築指導課長から、議案第1号について説明を行う。

#### 2) 質疑・意見等

(野田委員)

飛散については問題ないか。

(佐藤建築指導課長)

飛散防止ミストが破砕機の中にまかれ、飛散物が出ない対策している。

(野田委員)

破砕したプラスチックの最大の細かさはどのくらいか。

(佐藤建築指導課長)

計画では30mmのため、3cm角が最小となる。

(宮崎委員)

廃棄物処理施設の概要のところの処理対象廃棄物で一番処理能力の多い8番のがれき類があるが、具体的にはどのようなものか。

(事務局)

主に建設廃材の中のコンクリート類となる。

(野田委員)

最終処分場はどこになるか？太陽光パネルも処分できるのか。

(事務局)

最終処分となるものはない。メインのプラスチックについては、容器包装などは圧縮包装を行い容器包装リサイクル協会へ預け再利用され、使用済み製品プラスチックは、破砕機を通し、プラスチック再生原料として売却するため、最終処分となるものはない。

太陽光パネルの処分については、現在具体的に何年から行うという所までは至っていない。ただし昨今、太陽光パネルの処分期間が近づいているが、岩手県内に処分施設がないという事であり、以前より太陽光の再生事業は考えられていたジャンルである。そのため現事業がスタートして三年程度を目処に、太陽光のリサイクル及びびりユースに取り組んでいく予定としている。

(高橋委員)

この広大な土地について、今回の使いかたを含めて将来はどのような使われ方を考えているのか。

(本間部長)

釜石市都市計画マスタープランでは、この土地については、高度な技術や人材活用、地域産業力の強化などによるなどによる更なる産業拠点の形成を図ると言うことで位置づけられている。

(小友会長)

標準案による位置の検討はかなり古いもので、この内容で検討してよいのか、項目選択肢の関係の最後のところで、審査所見についての説明をお願いしたい。

(佐藤建築指導課長)

この計画標準の案については、昭和 35 年に建設省で定めたものだが、現在は廃止されており、あくまでも許可の検討するにあたり参考として用いているもの。

今回の計画標準の項目の住宅群に判断しないについては、この計画書中に明確な住宅群の定義が示されているものではないが、各自治体の取り扱いの例を参照すると概ね 50 戸程度の住宅の集まりを住宅群と扱うケースが多く見受けられる。そのため今回の回答するにあたり、判断材料として 50 戸を目安に検討を行っている。今回、線で囲まれた範囲に住宅が 29 戸あるという認識であり、住宅群には該当しないと判断をした。

また、地形的な条件なども踏まえると、申請場所からの住宅が立地している場所の高低差約 60m あり、かなり高低差のため、実質的な地中への影響が少なく、設置した際の住宅に対する騒音、振動の影響は生じないという検討結果である。

(中馬委員)

環境保全対策としての廃棄物における排水が出ないということだが、土壌汚染のことについての対策を考えられているか？

(事務局)

土壌汚染の対策法については、工事するために土壌汚染対策法の 12 条の申請し、工事を進めていく。土は、場外に出さずに場内で使用する計画としている。補足として、敷地を全面コンクリートにするため、地下に浸透しないと考えている。

(宮崎委員)

粉碎したプラスチックは、具体的などのようなものに再利用されるのか。

(事務局)

用途はいろいろあるが、ペットボトルはペットボトルに戻すケースが多い。一部服の繊維の代わりにされる。ご家庭から出るプラスチックについて、物流とかで多く使われるパレットなどにリサイクルされることも多い。

一部の純度が高いプラスチックについては、再生プラスチック原料として、通常の石油からできる本来のプラスチック原料と一緒に混ぜ合わせることによって、従来の商品に近いものになる。

### 3) 採決

全会一致で、原案のとおり承認。

### 3. 閉会

新沼都市計画課長より、今後の予定を報告し閉会した。

以 上